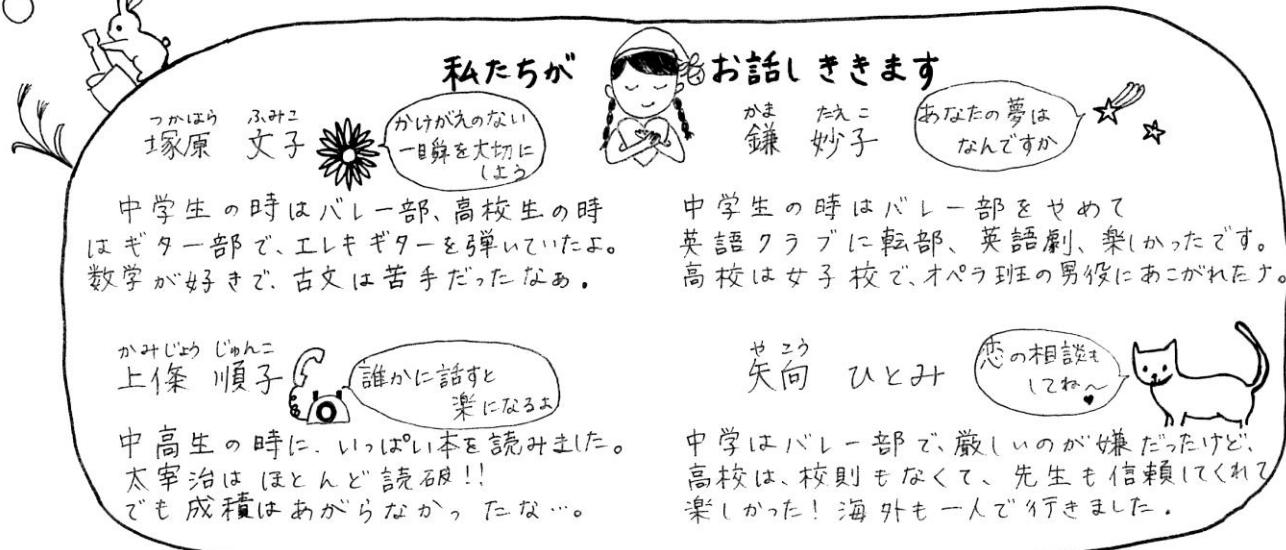
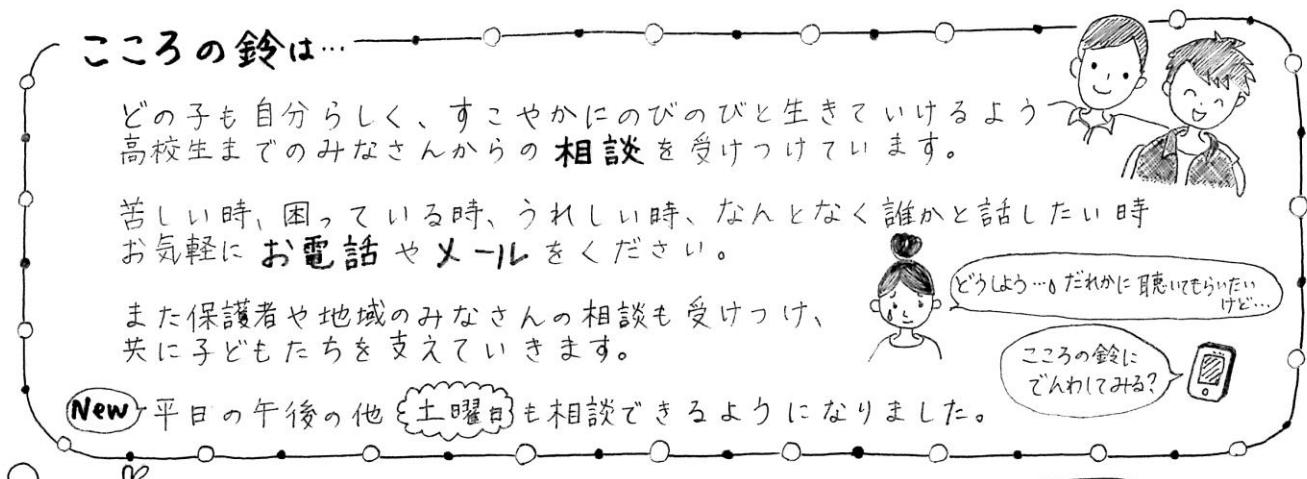


発行:2015年9月

松本市子どもの権利相談室だより



子どもの権利侵害に対して、子どもの気持ちを中心に救済や回復を支援します。必要がある時は、権利擁護委員の方が、関係者と調整などを行います。

北川 和彦 (弁護士)

平林 優子 (信州大学教授)

こころの鈴が開設した平成25年7月から平成27年3月までの相談件数は300件、相談内容で多かったのは、いじめ29%、交友関係21%、心身の悩み16%です。話すことによって、心が軽くなり、自分で解決する力がわいてきたり、一緒に考えていくうちに、出来事をちがう角度からとらえることができたりします。気になることがありましたら、早めにご相談くださいね



「つらいな…」「悲しいな…」と思うことの中には、『子どもの権利』を侵害していることがあります。  
少し勇気を出して『こころの鈴』に相談してみませんか。  
自分のことでなくとも大丈夫です。秘密は必ず守ります。

例えば、こんなことで悩んでいたら…

### 学校で…

- 仲間はずれやいじめ
- 先生のこと、友だちのこと



### 家庭で…

- 家でつらいこと、嫌なこと
- 家族には話せないこと



### 部活や習い事で…

- 怒られること
- 先輩や先生、コーチのこと



### もう大丈夫！安心できたよ

困ったことが出てきたら、また相談してください。  
相談が終わっても、必要があれば見守り支援します。



電話で・メールで・会って…

### 相談する

どんなことでも、  
まずは相談してみましょう。



### 一緒に考える

あなたの気持や意見をじっくり  
聴いて、一番よい方法を一緒に  
考えます。

### 調べる・協力依頼

解決に向けて関係する人や機関に  
話を聞いたり、協力やお願いをしま  
す。あなたの考えや気持ちを代わり  
に伝えることもできます。



### 要請・意見表明

関係する機関などに改善  
要請や意見表明をすること  
ができます。

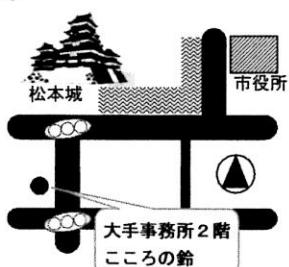


松本市では、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指すため、平成25年3月に『松本市子どもの権利に関する条例』をつくりました。子どもの権利相談室『こころの鈴』は、条例第15条により開設しています。



### 子どもの権利相談室『こころの鈴』

- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時／金曜日 午後1時～8時
- 電話で相談 [0120-200-195](tel:0120-200-195)
- メールで相談 [kodomo-s@city.matsumoto.nagano.jp](mailto:kodomo-s@city.matsumoto.nagano.jp)
- 会って相談 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階 までお越しください。



「こころの鈴ニュース」についてのお問い合わせは [松本市役所 こども部 こども育成課 育成担当 \(TEL 0263-34-3291\)](#) まで